

令和 7 年（行ウ）第 20 号、第 32 号

地位確認請求事件

原告 株式会社長澤薬品 外 2 名

被告 国

陳 述 書

令和 7 年 7 月 14 日

東京地方裁判所 民事第 38 部 B1 係 御中

原告株式会社長澤薬品代表取締役

長 澤 育 弘



1 はじめに

私は、本件訴訟の原告である株式会社長澤薬品の代表取締役である薬剤師の長澤育弘です。

私は、平成 30 年 12 月まで東京都豊島区池袋にて、いわゆる「零売」を専門に行う薬局「池袋セルフメディケーション」を経営しておりました。なお、訴状には、平成 29 年 12 月 31 日までの営業としていましたが、その後、平成 30 年も業務を行っていた記録を発見しましたので、ここで訂正します。

本陳述書では、私が薬局を開設してから、保健所の度重なる行政指導や医薬品卸売業者（以下「卸」という。）との取引断絶により、やむなく営業を中断し、廃業状態に至った経緯と、その背景にある行政の矛盾した対応について、私の経験した事実を述べます。

2 保健所の許可に基づき開設した零売薬局

そもそも、私は、平成 28 年 1 月 21 日に会社を設立し、地域住民が夜間や休日に医療機関を受診できない場合でも、必要な医薬品を薬剤師の管理下で

適切に入手できる環境を提供したいと考え、同年9月頃、零売を専門とする薬局の開設を決意しました。

薬局の開設にあたっては、薬機法に基づき、所管の官庁である池袋保健所に開設許可を申請し、適法な審査を経て許可を受けました。薬局の業務形態として零売を行うことも、事前に保健所に説明しておりました。

このように、私の薬局は行政から正式な許可を得て開設されたものであり、その業務内容は開設時点において何ら違法性を指摘されるものではありませんでした。

3 執拗かつ威圧的な行政指導の実態

開設後、私は土日を含め可能な限り営業し、地域の方々のセルフメディケーションを支援できるよう努めておりました。売上は月に30万円から40万円程度と小規模でしたが、社会的な意義を感じておりました。

開設当時から、現在も議論されているOTC類似薬の問題など、国民医療費の増大は社会的な課題として認識されておりました。私の薬局は、こうした課題に対し、安全性を確保した上で軽微な症状に対応し、適切なセルフメディケーションを推進することで医療費の適正化に貢献できるという、時代の要請に応えるものだと確信しておりました。社会保障費の増大がこれほどまでに深刻な問題となっている昨今において、国民の医療アクセスの一つの選択肢であり、医療費適正化にも資する零売を実質的に禁止する方向の法改正が進められていることには、甚だ疑問を感じざるを得ません。

しかし、営業を開始してしばらくすると、池袋保健所による行政指導が始まり、状況は一変しました。指導は次第にその頻度と威圧性を増し、多い時には週に2回も担当者が来局するようになりました。

ある日には、5人もの職員が予告なく来局し、店内に立ち入ると「在庫の全量を確認する」として業務を始めました。その間、私は患者様への対応ができず、実質的な営業妨害を受けました。

また、私が歯科医院で個人的に処方され、服用していた抗生物質の残り6錠が事務用キャビネットから見つかった際には、「これを違法に販売するつもりではないか。」と、1時間近くにわたり厳しい追及を受けました。それ

は販売目的の医薬品ではなく、私個人の所有物であると繰り返し説明したにもかかわらず、その追及はまるで重大な犯罪者に対する取り調べのようでした。その抗生物質は、シートに5個ほどしか錠剤が残っておらず、誰がみても私個人のものとわかるはずであり、そのことを告げても聞く耳を持ってくれませんでした。

指導の最後には、保健所の職員から「正直言って迷惑しています。」という言葉が直接投げつけられました。この一連の経験から、私は「これは適正な指導ではなく、店を潰すことを目的とした嫌がらせではないか」と、強い恐怖と憤りを感じざるを得ませんでした。

4 行政指導に起因する取引断絶と経営状況の悪化

このように、保健所の厳しい監視が始まりましたが、その影響か、薬局経営における生命線である医薬品の仕入れが困難でした。開業前は、営業許可証があれば取引できると聞いていた一次卸である四大手卸は、こちらが正直に「零売」を行うと告げてしまったことから、「零売という業態はトラブルが多い。」「厚労省の通知があるので取引は難しい。」といった理由で、一切取引に応じてくれませんでした。薬局として一次卸と取引できないことは、安価な医薬品の入手ルートが無いことを意味し、現行の保険制度下では薬局に対して死刑宣告に近い意味合いがあります。

やむを得ず、私は割高な価格設定の二次卸に何度も頭を下げて取引をお願いし、通常の薬局であれば可能な掛け取引ではなく、現金での先払いを求められるなど、著しく不利な条件で医薬品を仕入れていました。

しかし、平成30年に入ると、保健所の指導が続いていることが伝わり、当時二次卸をしてもらっていた相模薬品株式会社からも、担当の管理薬剤師が取引を拒絶したとの理由で、ついに取引を打ち切られ、私は薬局の業務に必要な医薬品を安定的に仕入れる手段を完全に失いました。

度重なる指導による営業機会の損失と、取引断絶による仕入れの停滞で、もともと少なかった売上はさらに落ち込みました。ある月には、薬局の家賃が支払えず、社会人になって初めての給料で購入した愛用のバイクを二束三文で売り払い、何とか支払いに充てたこともあります。

また、保健所からは販売データや在庫記録の全てを「今週中に提出せよ」と突然要求され、一人で薬局を経営していた私は、睡眠時間を削って深夜まで書類作成に追われるしかありませんでした。こうした状況は、私の心身を極限まで疲弊させました。

5 行政の自己矛盾と優越的地位の濫用

前述のとおり、私の薬局は保健所がその業務内容を把握した上で、適法に開設を許可したものです。

そもそも薬局にとって、開設許可や日常業務の監視指導を行う監督官庁である保健所は、その指導や意向に逆らうことが極めて難しい、いわば絶対的な立場にあるのが実情です。許認可を取り消されるリスクを考えれば、たとえ理不尽だと感じて、その指導に従わざるを得ないのが多くの薬局の現実です。

にもかかわらず、その同じ保健所が、このような優越的な地位を背景として、法律の根拠なく、「零売」という業務に対し、社会通念を逸脱した威圧的な指導を繰り返し、結果として卸との取引を不可能にさせ、私を廃業状態へと追い込みました。

自ら許可を与えた薬局の正当な業務を、明確な法的根拠なく実質的に妨害する行為は、行政の自己矛盾であると同時に、許認可権限を持つ行政がその優越的地位を濫用した、行政指導の範囲を逸脱する違法な行為であると確信しております。

6 本件裁判を通じて訴えたいこと

私たち薬剤師は、専門知識を活かして国民の健康を支える職能を持っています。零売薬局は、医療機関の閉まっている時間帯に体調を崩された方々の受け皿となるなど、地域医療において重要な役割を担うことができる、価値ある選択肢の一つです。

しかし、行政が曖昧な通知を盾に、現場の薬剤師の活動を過度に制限し、その職能を発揮する機会を奪うのであれば、私のように志半ばで廃業せざるを得ない者が今後も増え続けるでしょう。それは、結果として医薬品へのア

クセスを狭め、国民全体の不利益につながるものと考えます。

裁判官の皆様におかれましては、私が経験した零売薬局の過酷な現状と、その背景にある行政の不当な対応について深くご理解いただき、公正なご判断を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上のとおり陳述します。本書面に記載した内容は、全て私の記憶に基づく事実に相違ありません。

以上